

令和2年度

青森県 県土整備行政の概要



\sim \exists	次~

県土整備部の主な施策・事業内容		県土整備部の組織と予算	
1. 青森県県土整備部主要施策の概要	1	県土整備部の組織	43
2. 道路	8	県土整備部一般会計予算の推移	45
3. 県土保全	17		
4. 港湾	24		
5. 空港	26		
6. 都市計画	28		
7. 都市公園	31		
8. 下水道	33		
9. 景観	35		
10. 市街地の整備と建築物に関する施策	37		
1 1. 住宅	39		
1 2. 県有施設の整備	41		

1. 青森県県土整備部 主要施策の概要

「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」について

「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」は、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について総 合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針であり、「人口減少克服」を本県の最重要課題に位置付け、2030年 における「生活創造社会」の実現をめざしています。

県では 2004 年 12 月の「生活創造推進プラン」の策定以来、「生活創造社会」の実現に向け、県民一人ひとりの豊 かな生活を支える経済的な基盤となる「生業(なりわい)」づくりを進めてきました。

これまでの取組により、本県の強みである農林水産分野や観光分野は成長を続け、「経済を回す」仕組みづくりが 着実に成果をあげています。

一方、人口減少と少子化、高齢化の一層の進行、労働力不足、将来訪れる超高齢化時代、そしてAIやIoT等 の第4次産業革命など本県を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。

この計画では、まさに時代の転換点とも言える急激な環境変化に対応していくため、本県の「多様性」と「可能 性」を示しながら、人口が減少しても安心して暮らせる、持続可能な青森県づくりをめざします。

2030年のめざす姿の実現に向けて、限られた行財政資源 を有効に活用しながら、「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、 「環境」、「教育・人づくり」の4つの分野の政策・施策体 系に掲げる取組を効果的かつ分野横断で展開していくた め、「取組の重点化」を図る手段として、**「戦略プロクジェ** クト」を設定しました。

「戦略プロジェクト」とは、人口減少克服に向けて、4

す。「戦略プロジェクト」として設定するテーマについて、 4つの分野で具体的な取組を企画・立案、実施することに より、政策・施策体系に掲げる取組の重点化を実現します。 本計画では、「食」や「観光」など、本県の強みを生かし た分野について、これまでの取組の成果を更に伸ばしてい くとともに、若者・女性の県内定着・還流の促進などに向 け的確に対応していくため、5つの戦略プロジェクトを設 定しています。人口減少が続く中にあっても、平均寿命の 延伸や交流人口の拡大、生産性の向上などにより、その影 響をできるだけ抑え伸ばしていく「県内総時間」の拡大の 視点を持ちながら、人口減少克服に向けた取組を進め、「こ こに生まれて良かった」、「ここで暮らして良かった」と思 える青森県づくりをめざし、全庁一丸となって取組を進め ていきます。



令和2年度 主要施策の概要

◇ 基本方針

社会資本の整備を通じて、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」に掲げる国内外から「選ばれる青森県」の実現に向け、しっかりと下支えしていくため、令和2年度予算編成においては、基本計画の戦略プロジェクトに基づく「取組の重点化」を徹底し、国による「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の予算を有効に活用しながら、「災害に強い安全・安心な県土づくり」に向けた防災・減災の各種取組を着実に推進するとともに、労働力不足への対応、生産性の向上などに積極的に取り組むこととしました。

◇「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」戦略プロジェクト別の事業概要

戦略プロジェクト1 「選ばれる青森」食と観光成長プロジェクト

■ 食の販売力を極める

① ロジスティクス活性化事業 【重点枠】 58,648 千円

民間取引を物流面で支援・促進するための、「A!Premium」流通サービス等を活用した県産農林水産品販路を拡大する営業活動と北極海航路の研究を行います。





■ 立体観光の推進

① 青森空港アクセス最適化事業

【重点枠・新規】 3,929 千円

青森空港のアクセスに係る利便性の向上を図るため、 駐車場及びバス利用者に関する実態調査を行います。



② クルーズ船誘致営業推進事業 【重点枠】 11,430千円

外国クルーズ船の寄港拡大を図るため、営業力強化のための営業ツールの作成、海外セールス等の営業活動を行います。





戦略プロジェクト2 多様なしごと創出プロジェクト

■ 生産性向上・働き方改革

① 建設技能労働者育成支援事業 【重点枠・新規】 4,758 千円

建設業における技能労働者の育成を図るため、経営者の意識啓発セミナーを実施するとともに、指導者育成 研修及び個別講習を実施します。

② あおもりICT施工推進事業

【重点枠・新規】 5,113 千円

ICT施工の導入による県内建設企業の生産性向上を図るため、 ICT施工技術の講習会等を実施するとともに、普及拡大のための 活用セミナー、個別相談会、現場見学会等を開催します。



戦略プロジェクト3 「住みたいあおもり」若者・女性プロジェクト

■ 高校生・大学生の県内定着促進

「Aomori インフラアカデミー」推進事業 【重点枠】 5.505 千円

県内外の主要大学等と締結したパートナーシップ協定に基づく「情報・連携基盤」を活用し、インフラの魅力、意義を伝える教材作成及び教材活用の場の創出について協定締結校と連携して取り組み、土木系人財数の育成・底上げを図ります。



■ 女性の県内定着促進

① 女性が輝く建設業推進事業 【重点枠】 3,011 千円

建設業への女性の入職及び定着を促進するため、建設業における女性活躍促進のためのフォーラム、女性活躍先進企業の取組事例の発信、県内建設企業へのUIJターン就職促進活動等を実施します。





■ 魅力ある生活環境づくり

① リビングリテラシー波及促進事業 【重点枠】 3,292 千円

住まいや住まい方に対する県民の意識醸成を図るため、業界団体と連携した出前授業の実施、住教育支援サイトの製作、住生活学習イベントの開催等を行います。

戦略プロジェクト4 未来へつなぐ「地域のゆりかご」プロジェクト

■ 持続可能な地域づくり

① 子ども・大人が賑わう青森ベイエリア創造事業 【重点枠・新規】 5,669 千円

現在整備中の人工海浜を含む青森ベイエリアの利活用を促進するため、子どもも大人も楽しめる賑わいスポットを創出する仕掛けを検討し、実施します。





② あおもり景観・観光まちづくり推進事業 【重点枠】 9,176 千円

持続可能な観光地再生モデルを創出するため、空き家・空き地を活用した景観実証及び計画の策定を行うとともに、県内への普及・展開を図るためのフォーラムを開催します。

◇「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」政策・施策体系別の事業概要

産業・雇用分野(しごとづくりと所得の向上)

アグリ分野の持続的成長

- ▶ 経済成長が著しいアジアなどへの青森県産品の輸出促進
- ① 八戸港県産品輸出ルート開拓事業 【重点枠】 32,520 千円

八戸港において新たにコンテナ定期航路を開設する船社及び八戸港を利用する荷主企業に対する補助や ポートセールスを実施します。

「経済を回す」ための基盤づくり

- ▶ 若者・女性の県内定着・人材還流の促進
- ① 建設業の未来を担う人づくり推進事業 4.110 千円

建設業の担い手を確保するため、テレビCM等の広報を実施するとともに、小・中学生を対象とした親子土木施設見学バスツアー、公開講座等のイベント、高校生と若手技術者との意見交換会、建設業で働く先輩から中・高校生に対する講演会等を開催します。





▶ 交流拡大を支える交通ネットワークサービス

① 青森港ユニット貨物拠点化推進事業 【重点枠】 3.914 千円

青森港の物流・広域防災拠点としての機能確保を図るため、輸送効率改善策の検討・検証やポートセールスを実施します。

② 幹線道路ネットワーク整備事業 13,773,850 千円

幹線道路ネットワークの構築を進めるため、下北半島縦貫道路や直轄国道である天間林道路等の整備を 行います。

- **◆ 幹線道路ネットワーク整備事業の主なもの**
 - 国道改築事業、県道改築事業
 12,928,870千円
 国道、県道の改築及び橋梁架け替えを行います。
 - 道路建設整備事業、道路建設改良事業、橋梁架替事業 844,980 千円 県単独費で道路建設、改良、橋梁架替等を行います。
- ③ 街路事業 1,698,751 千円

都市計画道路の改築等を実施します。

安全・安心、健康分野(命と暮らしを守る)

災害や危機に強い人づくり、地域づくり

- ▶ 安全・安心な県土づくり
- ① いのち守るリフォーム普及推進事業 【重点枠】 3,482 千円

命を守るための簡易で費用負担の少ないリフォームの普及促進を図るため、県内業界団体と連携し、普及促進体制の構築に向けた検討会等を実施します。

② 下北地域広域避難路確保対策事業 1,799,000 千円

災害時における下北地域の広域的な避難経路の確保を図るため、関係者が一体となった検討・調査や既 存路の改良を行います。

- ③ 道路補修事業、災害防除事業、河川事業、砂防事業、海岸事業 15,984,834 千円 県民の安全・安心な県土の整備のために、自然災害等に備え、減災・防災及び老朽化対策を進めます。
- ④ アセットマネジメント関係事業 6,677,706 千円 道路ネットワークを維持するため、橋梁アセットマネジメントによる計画的な橋梁補修と耐震補強を行います。
- ⑤ 住宅耐震診断推進事業、住宅耐震改修促進支援事業 10,612 千円 昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図ることに要する経費の支援を行います。
- ⑥ ブロック塀等耐震改修促進支援事業 1,127 千円

避難路及び通学路等に面する危険ブロック塀等の倒壊被害を防ぐため、 除去、 改修等に要する経費の支援を行います。



- ▶ 地域防災力の強化や危機管理機能の向上
- ① 津波災害警戒区域指定に関する基礎調査事業 【復興推進基金】 30,556 千円 津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を指定するための調査等を行います。
- ② 洪水浸水想定区域策定事業 44,000 千円

洪水発生時における地域住民の円滑な避難行動を支援し、被害の最小化を図るための浸水想定図を策定 します。

安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり

- ▶ 安全で快適な生活環境づくり
- ① 被災者住宅再建支援事業費補助 【復興推進基金】 2.650 千円

東日本大震災による被災者の負担を軽減し、住宅再建の促進を図るため、住宅再建を行う者が借り入れる資金等の利子相当額を補助します。

② 積寒地域道路整備事業 1,381,892 千円

冬期間の安全で円滑な道路交通の確保と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、流・融雪溝や防雪柵などを整備します。

③ 道の駅よこはまエリア地方創生拠点形成事業 690,834 千円

地域防災力の向上を進めていくための「防災拠点化」と地域の魅力の活用による交流人口の拡大や少子 高齢化に対応した安全・安心な地域社会づくりを進めていくための「交流拠点化」を両立した「地方創生拠 点」を形成します。

④ 景観形成推進費 4.184 千円

良好な景観づくりを推進するため、景観の専門家を学校に派遣し、次世代を担う子供たちの景観に対する関心や正しい知識の普及啓発に取り組みます。

▶ 交通安全対策の推進

① 道路交通安全施設等整備事業 3,600,906 千円

通学児童をはじめ歩行者が安全に通行できる歩行空間確保のための歩道設置や交通安全施設(標識、防護柵等)、交通事故の対策及び円滑な移動を支援するための交差点改良、視距改良及び電線共同溝の整備を 実施します。

環境分野(自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会)

<u>自然と共生する「暮らし」や「生業(なりわい)」を育む環境づくり</u>

- ▶ 地域の協働による健全な水循環の確保
- ① ふるさとの森と川と海の保全及び創造推進事業 7,161千円

地域の河川・海岸が美しく保たれるだけでなく、周辺地域等へのボランティア意識の高揚を図り、流域に おけるパートナーシップを構築します。

② 河川環境調査費 6,682 千円

赤石川水系等の河川環境を検証するため、流量観測等の調査を実施します。

③ 海岸漂着物等地域対策推進事業 7.473 千円

青森港、八戸港及び川内港において、海岸漂流・漂着ゴミの回収及び処分を行います。

④ 町村下水道事業緊急対策費補助 19,487 千円

公共下水道の普及を促進するため、町村の下水道事業債の償還に要する経費に対する補助を行います。

教育・人づくり分野(生活創造社会の礎)

あおもりの活力をつくる文化・スポーツの振興

- ▶健康でスポーツに親しむ環境づくりと競技力の向上
- ① 新青森県総合運動公園整備事業 393,282 千円

県民が年間を通して、継続的にスポーツに取り組める環境を充実させるため、新青森県総合運動公園の整備・補修を実施します。

担当:道路課

青森県を取り巻く社会経済環境は、人口減少と少子化、 高齢化の一層の進行、労働力不足、将来訪れる超高齢化 時代、グローバル化の更なる進展など、大きく変化して います。また、道路行政に求められるニーズは年々多様 化し、これに呼応するきめ細やかな施策の展開が求めら れています。

このような状況の下、県が平成30年12月に策定した「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」において掲げた、2030年までにめざす姿である「生活創造社会」の実現に向け、道路課では、「経済を回す」ための基盤づくりに向け幹線道路ネットワーク整備を進めるほか、安心して快適に暮らせる生活環境づくりや災害に強い地域づくりのための歩道整備、流・融雪溝をはじめとする雪対策、斜面の防災対策及び橋梁の耐震性確保等



を推進しますさらには安全・安心な県土づくりを進めるため、既存ストックの計画的な維持管理と更新を進めます。 人口減少社会にあっても、県民の誰もが、この青森の地で安心して暮らしていくことが出来る持続可能な地域づくりを着実に進めていくためには、「生業」と「生活」が循環する「経済を回す」仕組みづくりが重要です。このめざす姿の実現に向かって青い森のみちづくりを進めていきます。

1. 青森県の道路状況

県では、国が管理する直轄国道(国道4号、7号など)を除く一般国道12路線約1,115km、県道232路線約2,499kmを管理しています。

県民の皆様の日常生活を確保するため、道路の 清掃や穴埋めをはじめとする維持管理や、冬期間 の安全な道路交通を確保するための除排雪作業を 行っており、安全・安心な生活環境の確保を最優 先とした道路管理に努めています。



◆青森県の道路現況

改良延長: 5.5m以上(市町村道は5.5m未満も含む)

舗装延長:簡易舗装除く

H30 4 1現在(读報値)

	m 农产及,自勿而农州 \							Н 3	0.4.1 現	<u>. 仕(迷報順)</u>
		実 延 長	改 良	改 良 状 況		舗装状況 橋		梁	トン	ネル
	路線数	(km)	改良済み	改良率	舗装済み	舗装率	橋梁箇所	橋梁延長	箇所	延長
			(km)	(%)	(km)	(%)	倘朱固別	(km)	固別	(km)
国 道 (直轄管理)	5	319.3	319.3	100.0	319.3	100.0	175	12.4	6	2.0
国 道	12	1,114.6	959.5	86.1	926.4	83.1	759	18.6	20	5.8
国道計	15	1,433.9	1,278.8	89.2	1,245.7	86.9	934	31.0	26	7.8
主 要	47	1,230.5	956.1	77.7	814.0	66.2	653	18.3	8	2.7
一 般	185	1,268.4	751.9	59.3	713.1	56.2	851	21.2	8	5.4
県道計	232	2,499.0	1,708.0	68.3	1,527.1	61.1	1,504	39.5	16	8.1
県管理計	244	3,613.6	2,667.5	73.8	2,453.5	67.9	2,263	58.1	36	13.9
国県道計	247	3,932.9	2,986.8	75.9	2,772.8	70.5	2,438	70.5	42	15.9
市町村道	33,741	16,064.3	9,575.7	59.6	3,925.4	24.4	4,463	65.1	13	1.3
合 計	33,988	19,997.2	12,562.5	62.8	6,698.2	33.5	6,901	135.6	55	17.2

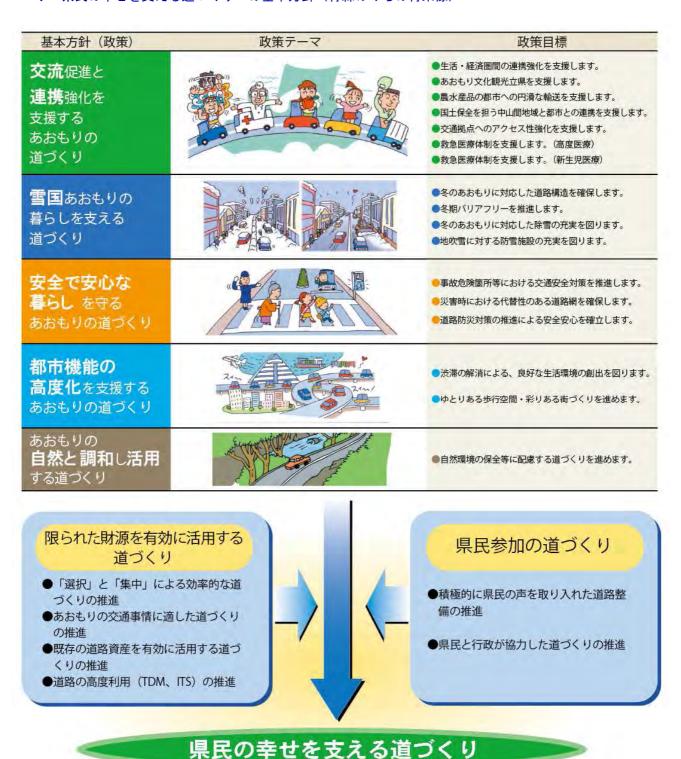
※指定区間国道には、4号、7号、45号の他に、101号の一部、104号の一部を含む。 ※有料道路を含む。国道(直轄管理)に百石道路を含む。一般県道に自転車道は含まない。

2. 道路事業の進め方

●青森の道づくり基本方針

道路事業の実施にあたっては、平成14年度に策定した「青森のみちの将来像」の<u>5つの基本方針</u>に基づいて、"県民の幸せを支える道づくり"を目指し効率的・効果的な事業の推進に努めています。

◆ "県民の幸せを支える道づくり"の基本方針(青森のみちの将来像)



※基本方針と政策目標については、学識経験者や県民の意見を踏まえ、平成15年3月に「青森のみちの将来像」として取りまとめました。

3. 主要事業の紹介

政策テーマ1 交流・連携

1. 高速交通ネットワークについて

青森県は、全国と比較し公共交通網が十分行き 届いていないこともあり、移動手段のほとんどを 車に頼っている状況です(図1)。しかし、主要 都市間の移動にはまだ多くの時間を要しており (図2)、地域間交流・産業経済活動に一部支障を 来しています。

このため、主要都市間の連携強化や、農水産品などの円滑な輸送、さらには救急医療体制の支援のため、引き続き高規格幹線道路や地域高規格道路の整備に努めていきます。

[現在進められている主な事業]

- 国道 45 号 上北自動車道(※)
 - 天間林道路
- 国道 45 号 三陸沿岸道路(※) 洋野階上道路
- ・ 国道 101 号 津軽自動車道(※) 柏浮田道路
- ・ 国道 279 号 下北半島縦貫道路 横浜南バイパス、横浜北バイパス
- (※) は国土交通省青森河川国道事務所により事業が進められています。



※H29 旅客地域流動調査 府県相互人員表から算出





■下北半島縦貫道路



■必要性・整備効果

①半島性の解消、地域間交流の促進 ②物流ネットワークの強化 青森市~むつ市間を概ね1時間で連絡 定時性の確保、安全性の向上

③救急医療体制の支援

4国家プロジェクトの支援

三次救急医療施設への連絡強化 エネルギー供給基地へのアクセス強化

■今年度の整備方針

〇むつ南バイパス (L=8.7km、うちL=1.3km R1部分供用)

むつ市街地で慢性的に発生している交通渋滞緩和を図るため、改良工事を推進します。

○横浜南バイパス (L=7.0km)

第1次緊急輸送道路の機能強化、救急医療施設へのアクセス向上を図るため、用地取得を推進するとともに、改良工事及び橋梁工事を推進します。

〇横浜北バイパス (L=10.4km)

豪雪等災害時における代替路の確保、道の駅よこはまエリア地方創生拠点計画との連携を図るため、調査設計を引き続き行うとともに、橋梁工事を推進します。

全体延長 L=6	68km
供用延長 L=2	26.6km
むつ南バイパ	ス 1.3km
吹越バイパス	5.8km
有戸北バイパ	ス 6.3km
有戸バイパス	6.3km
野辺地バイパ	ス 6.9km
市米上広明 	14 01

事業中区間 L=24.8km むつ南バイパス 7.4km 横浜北バイパス 10.4km 横浜南バイパス 7.0km



▲むつ南バイパス(R1.12.13部分供用)

2. 道路改築事業

主要都市間の連絡強化や、駅、空港など交通拠点へのアクセス向上、また幅員の狭い道路や線形の悪い道路など交通の隘路解消のため、バイパス整備や現道拡幅などの事業を進めています。

■一般国道 394号 榎林バイパス



▼供用後の様子(橋梁部)



▼供用後の様子 (IC付近)



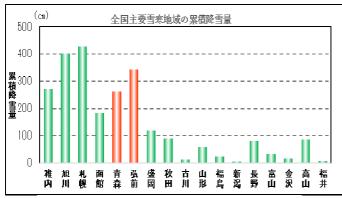
政策テーマ2

雪国あおもりの暮らしを支える道づくり

青森県は全国でも有数の豪雪地帯であり、冬期交通、歩行者空間の確保は切実な課題です。

県では、県内各地域県民局地域整備部管内に計533台の除雪機械を配置し、日夜除排雪作業に取り組んでいます。 また、融・流雪溝や無散水消雪(ロードヒーティング)施設等を整備し、車道や歩道空間の確保に努めています。 今後も、除排雪作業と施設整備を効果的に組み合わせ、効率的な雪対策に取り組みます。同時に、県民の皆様と 協働した冬期対策を進めていきたいと考えています。

▼令和元年度の豪雪状況



参考資料: 気象庁 累積降雪量一覧表(R1.11.1~R2.5.1)

▼通常期-積雪期の道路状況比較





▼豪雪時の道路状況





■冬期交通、歩行者空間確保の取り組み事例



・効果的な雪対策の組合せ ・地域の皆さんとの連携・協働

防雪柵 設置前 吹雪による視界不良

步道除雪



スクラム除雪

青森県では、地元町内会やPTAに小型除雪機 械を貸出し、地域の皆さんと連携した歩道除雪を実 施しています。

除雪機械台数 121台(R元)

流・融雪溝、ロードヒーティング



融雪溝整備後 投雪状況 地域による歩行 者空間の確保

設置後

無散水消雪施設 (ロート・ヒーティング) 整備後の状況



政策テーマ3 安全・安心

安全で安心な暮らしを守る道づくり

交通の円滑化、自転車や歩行者の交通安全確保のため、歩道整備やバリアフリー対策等を実施しています。また、災害時における緊急輸送ルートを確保するべく、斜面からの落石や崩落による道路災害の防止(災害防除事業)、地震時の安全を確保するための橋梁補修(耐震補強)などを実施しています。

■交通安全事業

通学路等における歩道整備、市街地の歩道の段差解消 (バリアフリー対策) などを順次行い、快適な歩行者空間の確保と事故の防止を図っています。

◆事例

路線名:国道 394 号 箇所名:東北町大字乙供

(事業概要)

 $L = 750 \,\mathrm{m}$

自歩道の整備を行うことにより、事故の軽減と園児・児童等 歩行者の安全を確保することができた。







3500

7000

施工前

■災害防除事業

斜面からの落石や土砂の崩落などが発生した場合、 通行止めにより、生活や産業に大きな影響を与えます。 これを未然に防止するため、危険個所に対して災害 防止の対策を進めています。

◆道路防災点検

災害の発生が想定される個所は、それぞれに番号を付けて管理しており、毎年点検を行っています。点検結果は防災カルテにとりまとめ、『要対策』と判定された個所から優先的に対策工事を行っており、『対策不要』と判定されるまでは点検を継続して経過を観察しています。





フリーフレーム 工法

▼落石防護柵

回







施工前

施工後

■橋梁補修事業・橋梁架替事業

青森県橋梁アセットマネジメントに基づき、長寿命化による維持管理コスト の削減、老朽橋梁の計画的更新を実施しています。

○橋梁の補修・維持修繕

劣化が進行している桁の補修、再塗装や床版、高欄の補修、予防保全とし てのコンクリート表面処理などを計画的且つ効率的に行っています。

老朽橋梁の中でも劣化損傷が著しい橋梁について、緊急性に応じて順次架 け替えを行っています。

○橋梁の耐震補強

地震時の橋梁被災を防止し、災害時の緊急ルートを確保するため、落橋防 止装置の設置や、橋脚補強などの耐震補強を実施しています。





▲妙売市線 新井田橋橋梁補修の例





▲久栗坂造道線 根井橋老朽橋架替の例

【橋梁アセットマネジメント】について

橋はこれまで、悪くなってから架け替え るということを繰り返してきました。しか し今までのやり方では、近い将来到来する 橋の大量更新時代に対応することができま せん。

そこで、維持管理コストの最小化・平準 化を基本戦略に定め、日常点検、清掃・維 持工事等の日常的な管理や、定期点検、劣 化予測に基づく計画的な管理等を実施し、 橋をこまめに治療することで長生きさせ県 民の資産である橋を効率よく運用できるよ う取り組んでいるものです。

青森県の橋梁補修はこうした考え方に基 づいて進めています。

ホームページで公開しています。

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/ doro/kyouryou-asset.html



■舗装補修事業

繕 前

修 繕

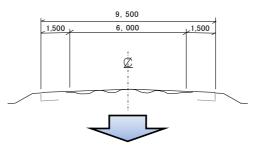
後

舗装は、交通荷重、気象などの作用を常に受け、また、舗装自体の老朽化などにより舗装路面が傷んでしまいます。舗装の傷みは、交通事故、 交通騒音及び交通振動を発生させる原因になります。このため、舗装路面の状態を把握し、適切な舗装の維持修繕を行っています。





【標準横断図】



施工の一例として、凸凹な表面を削りとり、新しい舗装を施工する



都市機能の高度化を支援する道づくり

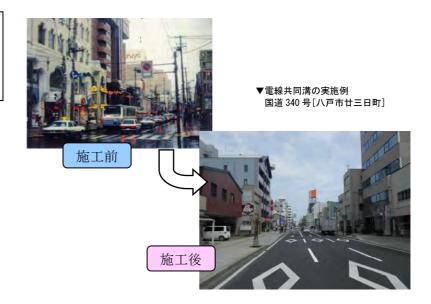
市街地における渋滞解消のための道路整備や、社会実験などに取り組み、都市機能の向上、快適な都市環境づくりに努めています。また、快適な歩行者空間確保と都市景観の向上、情報化社会への対応のため、電線共同溝の整備による電柱の撤去を行っています。

■電線共同溝事業 (CCB)

◆事業の効果

- ・安全で快適な通行空間の確保
- ・都市景観の向上、都市災害の防止
- ・情報通信ネットワークの信頼性向上
- ・観光振興、地域活性化など





■渋滞の解消に向けて

主に市街地における渋滞対策として、バイパス整備や環状道路整備に努めています。

•(主)八戸環状線





▲一般国道 340 号の渋滞状況

バイパスの供用により、八戸中心市街地への 流入交通量が減少し、渋滞緩和が期待されます。



▲ (主) 八戸環状線糠塚工区開通状況 (平成 26 年 3 月 20 日開通)

あおもりの自然と調和し活用する道づくり

~国道103号青橅山バイパス~

国道103号奥入瀬渓流区間は、観光シーズン時に渋滞や路上駐車が発生し、観光客が安心して散策できない状況にあります。また、現在迂回路となっている七曲区間は、つづら折りで幅も狭く、擦れ違いが困難な状況となっています。このため、県では、国道103号青橅山バイパス事業に取組んでおり、平成25年度には、国の直轄権限代行事業として新規採択されました。

このバイパスが完成することにより、安全な代替路が確保されるとともに、渓流区間へのマイカー等の乗り入れ規制が可能となります。このため、平成25年度に奥入瀬渓流利活用検討委員会を設立し、その中で、自然環境の保全と渓流環境の利活用方法を両立させる新たな交通システムの構築を検討します。





▲観光シーズン時の渓流区間の状況





▲マイカー規制の試行状況

■奥入瀬渓流エコロードフェスタ

毎年秋に「奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト」としてマイカー規制の試行及びウォーキングイベントを実施し、青橅 山バイパス整備後の奥入瀬渓流の観光振興策の検討と自然環境保全に対する意識向上を図っています。

■ホームページでの情報提供 道路課HP URL

-- Q

・ 現入環谍流(単立

乗りを見する場合の機械を定ちが回り ● 再生エネルギーロード産業を基 日本生工を大学ーロード産業を基 道路課HP URL 青森みち情報URL 青森みち情報ケータイURL 青森みち情報スマートフォンURL

O HARTWARK

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/

http://www.koutsu-aomori.com/

http://aomori.cc/road/ http://aomori.cc/road/sp/

県内の規制情報やライブカメラによる道路状況を一元管理した道路 情報満載のサイトです!PC版の他、携帯サイトもあります!!

◆東北地方整備局

一<u>育森河川国道事務所</u> ◆東日本高速道路 トドラホタ

ト<u>トラから</u> ト<u>ドライビングウェザー</u>

道路

*1. 青森み

山

::------- スマートフォン http://somori.cc/rosd/sp/



進め方についてお知らせしております。

道路課の仕事及び道路整備の

3. 県土保全

【わたしたちのふるさと"あおもり"を守るために】

担当:河川砂防課

1. 県土の状況

■地勢

青森県は県中央部に奥羽山脈が南北に連なっており、北方に伸びて夏泊半島、さらに陸奥湾を越えて下北半島に至ります。

秋田県との県境は、1,000m 内外の標高を有し、白神山地を形成しています。

八甲田山の東側は丘陵地であり、西側の岩木川流域は津軽平野となっています。

◆県内河川の指定状況

(令和2年3月現在)

区分	水系数	河川数	延長(m)
一級河川	3	133	1, 083, 117
二級河川	79	157	1, 003, 370
合 計	82	290	2, 086, 487

◆県内海岸の概況

(平成31年3月現在)

所 属 別	海岸線延長(m)	海岸保全区域 延長(m)
国土交通省 水管理·国土保全局	436, 568	212, 824
国土交通省港湾局	117, 933	64, 151
農林水産省農村振興局	19, 864	18, 994
水 産 庁	220, 572	115, 264
合 計	794, 937	411, 233

■気象

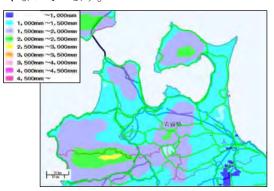
本州最北の緯度にあるため冷涼型の気候で、短い夏と低温で長い冬が特徴です。

しかし、山脈、半島、陸奥湾など地形的な複雑 さと海流の関係で、太平洋側と日本海側及び陸奥 湾沿岸地域によってかなり気候に特色がありま す。

一般に日本海側は対馬海流の影響で太平洋側に 比べて温暖で、冬の季節風を強く受けますが、積 雪量はそう多くありません。ただし、内陸部は多 雪地帯となっています。

太平洋側では、春の終わりから夏にかけて吹く 偏東風(通称-やませ)のため低温の日が多く、 冷害に見舞われやすくなっています。

陸奥湾沿岸は年平均気温も低めで、積雪量も多くなっています。



●メッシュ平年値図(降水量)(1981~2010) http://nrb-www.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html

2. 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

青森県は地域に根ざした生活と文化の源である森と川と海の密接なつながりを踏まえ、これを一体的に保全し、創造するため平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

この条例は、ふるさとの森と川と海を農林水産業の生産活動や人の生活と結び付いて地域文化を形成する基盤として位置付け、県民の豊かで潤いのある生活の礎となっているふるさとの森と川と海をすべての県民の参加の下に一体的に保全、創造しようとするものです。

施策の実施においては、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本とし、平成14年12月に「ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針」を定め、総合的な推進を図ることとしています。

■保全地域の指定及び保全計画の策定

◇ 自然環境が優れた状態を維持している森林、河川、海岸の区域のうち、特に重要な区域を保全地域として指定します。また、その地域での特定行為の届出に加え、保全をより将来にとって価値あるものにするため、保全計画を策定します。

■森と川と海の一体的な保全・創造施策の推進

- ◇ 地域特性に応じた樹種の植栽等を推進します。
- ◇ 地域の環境特性に配慮した多自然川づくりを実施し、自然再生事業への取り組みをすることで、動植物の生息地・生育地を保全します。
- ◇ 子どもたちが自然とふれあい、遊びや自然体験ができる環境を創出するなど、人と自然との豊かなふれあいを確保します。

■森と川と海の調査の継続的実施

◇県民の参加を得ながら、保全地域を中心として継続的に実施します。

■普及啓発

◇教育用資料や学習の機会を提供するとともに、 広報や啓発活動を実施するなど、森と川と海の つながりや人の生活との関わり等への関心と理 解を深めます。

■ふるさと環境守人の委嘱

◇ふるさと環境守人による保全地域の巡視・啓発活動を実施します。

■民間団体等の活動の促進

◇ふるさとの水辺サポーター制度の推進など、県 民、事業者、NPO、その他民間団体の活動が 促進されるような措置を講じます。 県としてこれらの施策を推進するとともに、森・川・海に関わる国の関係機関等とも連携して施策に取り組むことにより、彩りある美しく安全な県土の実現を目指しています。



3. あおもりの川

新しい河川の整備の計画制度

「治水・利水・環境の総合的な河川整備」を柱とした河川法改正に基づき、一級水系指定区間の河川整備計画、二級水系の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定を推進していきます。

河川整備計画の策定については、学識経験者や 地域住民、地方公共団体の長の意見を反映させな がら策定していきます。

■安心して暮らせる川づくり

◇広域河川改修事業

馬淵川、平川等の9河川で実施し、治水安全度の 向上を図ります。

◇総合流域防災事業

豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進するための施設整備を、天田内川、明神川等4河川で実施します。また、良好な河川環境を創出するための施設整備を田名部川で実施し、市町村と一体となって「かわまちづくり」を推進します。

◇地震・高潮対策河川事業

河川の津波遡上区間を対象に、浸水被害を防御するための施設整備を、奥入瀬川で実施します。

◇大規模特定河川事業

金木川等の3河川について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に治水安全度の向上を図ります。

◇大規模更新河川事業

老朽化対策として大規模な更新が必要な新田名部 川の潮止堰について、計画的・集中的に実施するこ とにより、施設機能の確保を図ります。



●馬淵川広域河川改修事業(南部町・三戸町)



●奥入瀬川地震・高潮対策事業 (八戸市・おいらせ町)

4. あおもりのダム

青森県における年間降水量は1,500mm 程度と全国 平均より少ないものの、局地的な集中豪雨、台風、 融雪などによる災害が多く、近年でも平成28年8月 に大規模な水害に見舞われる等、毎年のように水害 が発生しています。

また、本県における水利用は、生活用水、農業用水、工業用水のほとんどを河川水に依存しており、たびたび渇水被害も発生しています。

このためダムの整備を推進し、主要河川沿川の水 害を軽減し、治水安全度の向上を図るとともに、生 活用水等の安定的な確保に取り組んでいきます。



●世増ダム (平成15年度完成)

◆管理中のダム

ダム名	飯 詰	遠部	下湯	川内	久 吉	小 泊	清水目	浅 虫	世増
河 川 名	飯 詰 川	平 川	堤川	川内川	津 刈 川	小 洎 川	野辺地川	浅 虫 川	新井田川
位 置	五所川原市	平川市	青森市	むつ市	平川市	北津軽郡 中泊町	上北郡 東北町	青森市	八戸市
目 的	F. N. W	F	F. N. W	F. N	F. N. W	F. N. W	F	F. N	F. N. W. A
型式	E	G	R	G	G	G	G	G	G
堤 高	38.0m	43. 0m	70.0m	55. Om	57. Om	33.5m	33.5m	9. Om	52. 0m
総貯水容量	2,380 千 m³	1,420 千 m³	12,600 ∓ m³	$16,500 \neq \mathrm{m}^3$	6,730 千 m³	400 ∓ m³	2,630 千 m³	$300 \neq m^3$	36, 500 ∓ m³
完成年月日	S48. 3	S51. 3	H元.3	Н7. 3	Н8. 3	Н9. 3	H14. 3	H15. 3	H16. 3
総事業費	11.6億円	20.2 億円	472.4 億円	202 億円	231 億円	62 億円	※77.1億円	174 億円	613.6 億円

※県農林水産部施行

◆建設中のダム

区	分	建設事業		
ダム	、 名	駒 込		
河川	川 名	駒 込 川		
位	置	青森市		
目	的	F. N. P		
型	式	G		
堤	高	84. 5m		
総貯水容量		$7,800 \neq m^3$		
工期	実 調	S57~		
工规	建設	Н5∼		

- ●目的 F:洪水調節 N:流水の正常な機能の維持 P:発電 W:水道用水 A:かんがい用水
- ●型式 G: 重力式コンクリート E: アースダム R: ロックフィルダム

5. あおもりの砂防

■土砂災害の歴史

青森県では、昭和50年8月に岩木山: 百次(弘 前市)で発生した土石流により22名の尊い命が犠牲となりました。その後も昭和52年、56年の低気圧や台風により甚大な被害が生じています。平成25年9月の台風18号に伴う豪雨では、後長根沢(弘前市)で土石流が発生しましたが、砂防堰堤により土石流を捕捉し、下流域への被害を未然に防ぎました。

■土砂災害を防ぐために

①砂防事業

県内には、土石流危険渓流(土石流により多大な被害を発生させる可能性のある渓流)が645渓流存在しており、これまでに約30%の渓流で対策工事に着手しています。

砂防事業では砂防堰堤、床固工などにより土石 流等の発生を未然に防ぎ、人々の安全な生活を守 っています。

[事業実施箇所:大鰐町蔵館沢 ほか35箇所]



●茂市沢火山砂防事業(田子町)平成30年度概成

②地すべり対策事業

県内には、「地すべり危険箇所」(地すべりにより多大な被害が発生する可能性のある箇所)が64箇所存在し、これまでに約30%の箇所で対策工事に着手しています。地下水排除工、横ボーリング工等の対策工事により、地すべりの発生を防いでいます。

[事業実施箇所:外ヶ浜町石浜3号区域]

③急傾斜地崩壊対策事業

県内には、「急傾斜地崩壊危険箇所」(がけ崩れ により多大な被害が発生する可能性のある箇所) が1,318箇所存在し、毎年、梅雨期や台風の豪雨時 により多くのがけ崩れが発生しています。

今後も住民の生命・財産を守るため、緊急性の 高い筒所から対策を実施していきます。

[事業実施箇所:青森市川部区域 ほか19箇所]



●万年坂区域急傾斜地崩壊対策事業(深浦町)令和元年度概成

6. あおもりの海岸

■海岸事業

青森県の海岸は、沿岸の特性別に、津軽海峡に面した津軽半島と日本海に面した「津軽沿岸」、陸奥湾内の「陸奥湾沿岸」及び津軽海峡に面した下北半島と太平洋に面した「下北八戸沿岸」の3沿岸に分けられます。

ほとんどの海岸で冬季風浪などによる海岸侵食が 進んでいるほか、地震による津波や台風等による高 潮、高波の危険にさらされています。

このため、沿岸毎の地域特性を生かし、文化的、 風土的に良好な海岸空間を創造し地域住民の生活環 境の向上を図る各種事業を積極的に進めています。



●三沢海岸の保全施設(ヘッドランド)令和元年度完成

令和2年度実施海岸事業

〇侵 食 対 策 事 業:計1海岸(烏沢海岸)

〇海岸堤防等老朽化対策緊急事業:計3海岸(石崎海岸、稲崎·入口海岸、木明海岸)

〇津波高潮危機管理対策緊急事業:計1海岸(百石海岸)

7. 速やかな災害復旧

■災害復旧事業

災害復旧事業とは、県及び各市町村が維持管理する河川・海岸・砂防及び道路等の公共土木施設において、暴風・洪水・地震その他異常な天然現象による被害が生じた際に、被害を受ける前の状態に速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保する事業です。

■令和元年発生災害の概要

令和元年に発生した公共土木施設災害については、 10月12日から10月13日にかけての台風19号の異常 気象に見舞われました。

これらの被災箇所につきましては、災害査定において、箇所数 20 箇所(港湾、公園を除く)、 災害決定額約1億8千万円の採択を受けました。

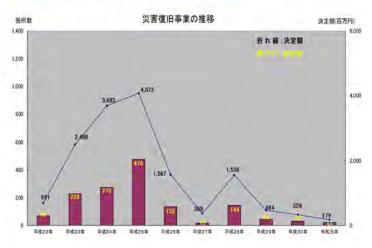
令和元年は、過去 10 カ年で最も少ない決定額となっています。

■改良復旧事業

改良復旧事業とは、災害復旧事業により、被害箇所 を原形に復旧するだけでは事業の効果が得られない場 合、未災箇所を含む一連区間の再度災害防止と安全度 の向上を図るため行う事業です。



◆過去 10 カ年の災害復旧事業の推移



●R1 災 その他町道倉石南線 法面崩落(五戸町)

8. いざという時のために

■水防活動 "どんな川でも油断は禁物"

堤防を造り、川幅を広げて、河川の改修を進めて も、川は絶対安全とはいえません。予想以上の大雨が 降れば時折、洪水という形で私たちの暮らしを脅かし ます。この洪水から私たちの生命や財産を守る活動が 水防です。

そのため、河川の雨量、水位などの各種情報をいち早く集め、各市町村の水防団の活動を迅速かつ的確に行うために「河川砂防情報提供システム」を運用しています。

●青森県河川砂防情報提供システム

PC http://www.kasensabo.bosai.pref.aomori.jp/ 携帯 http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/mobile/ スマートフォン http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/smart/ この情報等を基に、台風、高潮、大雨等の非常時に は被害を最小限に抑えるため、各種連絡系統による水 防体制を確立しています。

[県内の指定水防管理団体 32 団体(水防団員約16,800人)] [県内の水防倉庫数(直轄保管場所含む) 117 棟]

■土砂災害警戒情報で早めの避難を

土砂災害警戒情報とは、大雨警報発表中に土砂災害 (土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊)の危険 度が高まった市町村ごとに発表する情報です。市町村 が行う防災活動や避難勧告等の災害応急対策を適時適 切に行えるように支援し、住民の自主避難の判断など に利用できる事を目的にしています。

●水害・土砂災害~携帯メールで避難準備を~(メール通知サービス) P C http://www.pref.aomori.lg.jp/life/

bosai/email-de-hinanjunbi.html

●十砂災害警戒情報システム

P C https://www.dosya-keikai.pref.aomori.jp/

■土砂災害防止法による警戒区域等について

土砂災害防止法に基づき、土砂災害から県民の生命・身体を保護するため、「土砂災害により危害を受けるおそれのある土地の区域」を明らかにし、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限をするほか、建築物の構造規制等のソフト対策を推進します。

■洪水浸水想定区域図

水防法第14条の規定により、これまで洪水時に相当な被害を生じるおそれのある洪水予報河川及び水位周知河川(堤川など35河川)について、河川整備において基本となる計画降雨で氾濫した場合の「浸水想定区域」を指定・公表していましたが、平成27年度の水防法の一部改正により、想定し得る最大規模の降雨で氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、公表することとなりました。

これに基づき、県ではこれらの河川に、新たに赤川水系赤川及び高瀬川水系古間木川の2河川を水位周知河川に加え、計37河川について、順次、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定、公表します。また、浸水が想定される区域と水深に加え、想定される浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域も公表します。

なお、洪水浸水想定区域は、当該区域に含まれる市町村に通知され、これに基づき当該市町村は、洪水ハザードマップを作成することとなります。

●洪水浸水想定区域図について

PC http://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/ kouzuishinsuisoutei.html

■津波浸水想定

津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。)の設定及び公表は、津波防災地域づくりに関する法律第8条で規定されています。

現在、全ての沿岸について津波浸水想定の設定を終え、これを公表しています。

また、内閣府の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震 モデルに対する津波浸水シミュレーションを実施し、 現在公表している津波浸水想定に反映させる予定で す。

●津波浸水想定の設定

PC http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/ tunami-sinsuisoutei.html

◆土砂災害警戒区域等の指定

■土砂災害警戒区域等マップ

突然発生する土砂災害に対しては、土砂災害警戒区域等を把握して、日頃の注意が必要です。当県では平成22年度に1巡目の区域指定が済み、平成23年度から見直し調査(更新作業)を順次進めております。

警戒区域等は、区域のある市町村、地域県民局地域 整備部及び県庁河川砂防課で公示図書により確認でき ます。

また、ホームページでも公開しています。 (※最近指定した区域については公開が遅れる場合があります)

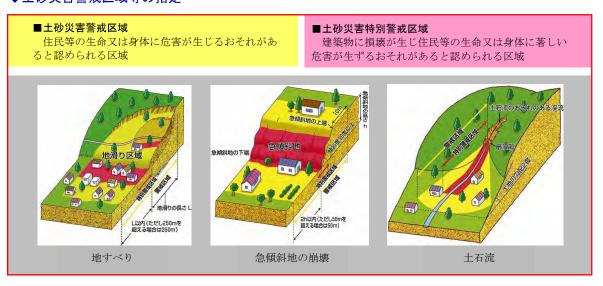
●土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について

P C http:/www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/

build/sabo_keikaikuiki.html

●土砂災害警戒区域等マップ

P C http://www.sabomap.jp/aomori/



9. 令和2年度の事業概要

① 河川事業

交付金事業としては、馬淵川ほか8河川で広域河川改修事業、天田内川ほか3河川で総合流域防災事業(河川改修)、奥入瀬川で地震・高潮対策河川事業を実施します。また、補助事業としては、十川で事業間連携河川事業、金木川ほか2河川で大規模特定河川事業、新田名部川で大規模更新河川事業を実施します。

県単独事業としては、河川改良事業や河川維持管理 事業等を実施します。

②ダム事業

駒込ダム建設事業を推進するほか、現在までに完成 した9ダムの維持管理事業等を実施します。

③砂防事業

三戸町泉山沢ほか25 渓流で通常砂防事業、青森市 目倉石沢ほか7 渓流で火山砂防事業、北南中村沢ほか 1 渓流で総合流域防災事業(砂防)を実施します。

④地すべり対策事業

外ヶ浜町石浜3号区域で地すべり対策事業を実施します。

⑤急傾斜地崩壊対策事業

青森市川部区域ほか19箇所において急傾斜地崩壊 対策事業を実施します。

⑥海岸事業

交付金事業としては、烏沢海岸で侵食対策事業、百石海岸で津波高潮危機管理対策緊急事業、石崎海岸、稲崎・入口海岸及び木明海岸で海岸堤防等老朽化対策緊急事業を実施します。

県単独事業としては、海岸維持事業を実施します。

⑦ふるさとの森と川と海の保全及び創造推進事業

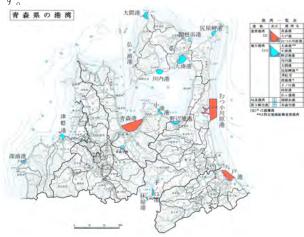
ふるさと環境守人委嘱、河川・海岸におけるふるさ との水辺サポーター制度の推進等を実施します。

担当:港湾空港課

1. 港湾の概況

青森県は三方を海に囲まれており、それぞれの地域に密着した港湾が整備されてきました。

現在、青森港、八戸港及びむつ小川原港の重要港湾があり、この他に地方港湾が11港あります。このうち、深浦港と尻屋岬港は避難港に指定されています。



2. 青森の港湾ビジョン

港湾を取り巻く国内外の環境の変化に対して、 青森県における港湾の目指す方向性を明確にする ため、平成18年4月に「青森の港湾ビジョン」を 策定し、下記の項目を柱とした各港湾の将来構想 を示しています。

- 1. 国際物流機能の強化
- 2. フェリー機能の高度化・高付加価値化及び RORO船の活用
- 3. 新しい産業の振興
- 4. みなとづくり・ひとづくりの全県的展開
- 5. 港を活かした観光振興
- 6. 臨海部における防災機能の強化

■青森港

古くから本州と北海道を繋ぐ青函物流の拠点として重要な役割を果たしており、現在もフェリーが1日16便運航しています。

新中央埠頭では平成15年8月にクルーズ船が利用可能な耐震強化岸壁を供用開始し、平成30年3月にはクルーズ船大型化に対応するため、当該岸壁の延伸工事が完成しました。さらに、平成31年4月には青森港国際クルーズターミナルを供用開始し、令和元年度のクルーズ船寄港数は27隻で東北一となっています。

浜町埠頭では平成29年10月に、環境に配慮した雪処理機能を兼ね備えた親水緑地を供用開始しました。

港湾整備については、青森駅前部において平成27 年度より干潟造成を進めており、環境再生及び生物環境学習をテーマにした新たな賑わいづくりが期待されています。



●青森港

■八戸港

商業港、工業港及び漁港としての機能を備え、定期コンテナ航路については韓国・中国航路に加え、韓国航路が平成27年10月に就航した他、東京港、横浜港との国際フィーダー航路が就航しており、北東北の国際物流拠点港としての重要性が高まっています。平成27年4月には液化天然ガス(LNG)輸入基地「八戸港LNGターミナル」が営業運転を開始し、エネルギー供給拠点としての役割も増しています。

コンテナの取扱個数は5年連続で5万TEUを超えるとともに、令和2年4月には八戸一室蘭の定期フェリー航路の運航が開始し、トラック貨物輸送の利便性向上によりさらなる八戸港の活性化が期待されます。

港湾整備については、中央第一防波堤及び中央第二 防波堤の延伸、ポートアイランドに繋がるシーガルブ リッジの耐震強化を進めています。



●八尸港



●コンテナターミナル (八戸港)

■むつ小川原港

石油国家備蓄基地や核燃料サイクル施設等のむつ小川原開発の拠点となる開発港湾です。低レベル放射性廃棄物の受け入れ、砂等の建設資材の移出に利用されています。



●むつ小川原港

■大湊港

下北開発を担う港湾として、特定地域振興重要港湾に選定されています。防災拠点としての避難緑地等が整備され、「みなとオアシス」にも認定されており、地域の活性化に寄与しています。



●大湊港

■尻屋岬港

避難港に指定されている港湾です。石灰石やセメント製品の取扱いが盛んであり、取扱貨物量は 県内の地方港湾の中で第一位となっています。



●尻屋岬港

■津軽港(旧 七里長浜港)

津軽地域の拠点港となる港湾であり、石灰石や砂利・砂等の建設資材が主な取扱貨物となっています。静穏度確保のため防波堤の整備が平成31年3月に完了しました。



●津軽港(令和元年12月港名変更)

■仏ヶ浦港

下北半島国定公園の名勝地「仏ヶ浦」観光における 観光船の航行安全性の向上と観光船利用者の利便性向 上を図り、地域活性化に資するため、防波堤等の整備 を進めています



●仏ヶ浦港

■野辺地港

県内有数のホタテ養殖漁業基地として、船溜り等が整備されています。馬門地区においては、越波対策として離岸堤の嵩上げ工事を進めています。



●野辺地港

担当:港湾空港課

1. 青森空港の概要

青森空港は、昭和39年11月に開港し、平成26年11月には、開港50周年を迎えました。主な経緯は昭和62年7月に滑走路2,000mで新空港が開港し、平成2年3月には滑走路2,500mで供用開始し、平成17年4月には冬期間の更なる安全性と確実性を確保するために滑走路3,000mで供用開始しています。

また、平成19年3月には計器着陸装置のカテゴリーⅢが供用開始し、濃霧による欠航を改善されて利用者の信頼性・確実性が向上しました。

平成27年度には、青森空港の乗降客数が6年ぶり に100万人を突破しました。

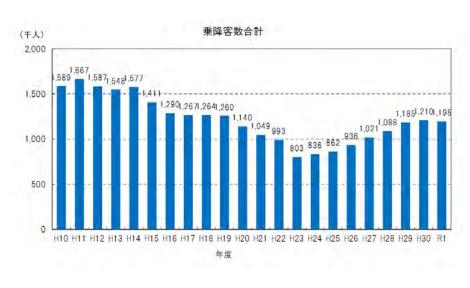




◆青森空港の施設概要(R2 年 4 月現在)

所在地	青森市大谷 ~ 浪岡王余魚沢地内			
標点の位置	北緯 40 度 44 分 00 秒 東経 140 度 41 分 19 秒 標高 198. 1m			
管理面積	A=242ha			
基本施設	着陸帯 3,120×300m 滑走路 3,000×60m エプロン大型 (3バース) 中型 (1バース) 小型 (2バース)			
無線施設	ILS (カテゴリーⅢ) VOR/DME			

◆青森空港の乗降客数推移



2. 高速交通基盤の拠点としての青森空港

令和2年5月現在、青森空港発着の定期便は、平成26年7月に大阪線・札幌線がダブルトラック化、令和元年7月に台北便、令和2年3月に神戸便が就航し、国内線は5路線、国際線は3路線が就航しています。

国内各地域及び世界を結ぶ高速交通基盤の拠点としての重要な役割を担っています。

◆青森空港からの航空路線図





3. 計器着陸システム「CAT-ⅢbI

○カテゴリーとは

計器着陸装置(ILS)による進入方式は、視界が悪い時でも地上からの電波によって航空機を誘導するシステムであり、その精密さのランクをカテゴリー(CATと表記)で表し、CAT-II からCAT-IIIに分類されます。さらにCAT-IIIはIIIa、IIIb、IIIcに分かれています。

○地方管理空港初のCAT-III

現在、国内の空港では新千歳空港、釧路空港、成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、広島空港、熊本空港がCAT-IIIbで運用されており、青森空港では、平成19年度よりCAT-IIIaで運用され、国内4番目、地方自治体が設置・管理する地方管理空港としては初めてのCAT-IIIを運用する空港となっています。

現在は、平成24年7月からCAT-Ⅲbに格上げされ、 運用しています。

○その効果は

これまでは滑走路視距離(RVR)が 550m必要でしたが、現在は100mで着陸可能となりました。

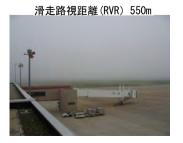
濃霧が発生する4月~12月において、CAT-Ⅲ供用前の5年平均では、濃霧により110便が欠航していましたが、平成19年の供用後、濃霧による欠航便数がCAT-Ⅲ対応機についてはゼロとなり、効果が存分に発揮されています。

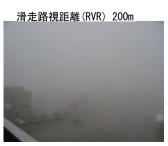
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	年度						
CAT-Ⅲに よる欠航 回避便数	110	133	88	188	148	77	150

CAT-Ⅲbのイメージ



滑走路視距離(RVR)のイメージ





担当:都市計画課

1. 都市計画

土地の利用や建物の建て方のルール、道路や公 園などの計画を進めています。

魅力あるまちづくりを進めるため、市町村や県が住民のみなさんの意見を聴いた上で定めています。

■都市計画の基本方針

魅力あるまちづくりを進めていくためには、都市全体を将来どのようにしていきたいかを具体的に構想し、それを実現するため土地利用の規制・誘導、都市施設の整備などを計画的に行うことが重要です。このため、都市計画のマスタープラン(「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「市町村の都市計画に関する基本的な方針」)が大きな役割を担います。

■都市計画区域

市町村の境界に関係なく一つの都市として、整備や開発や保全する区域で、都道府県が指定します。

この区域において、都市計画のマスタープラン を実現するために、市街化区域及び市街化調整区 域や地域地区という面的な土地の利用計画を定め て規制と誘導を行います。

本県の都市計画区域は、令和2年3月末現在、24都市計画区域、10市16町2村(県土の約24%)が指定されています。また、県全体の人口の約85%が区域内に住んでいます。

◆都市計画の体系

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

市町村の都市計画に関する基本的な方針

都市づくりのマスタープランです。

土地利用に関する計画

市街化区域及び市街化調整区域、地域地区など、土地利用について規制・誘導するための計画です。

都市施設に関する計画

道路、公園、下水道など都市にとって必要な施設について定める計画です。

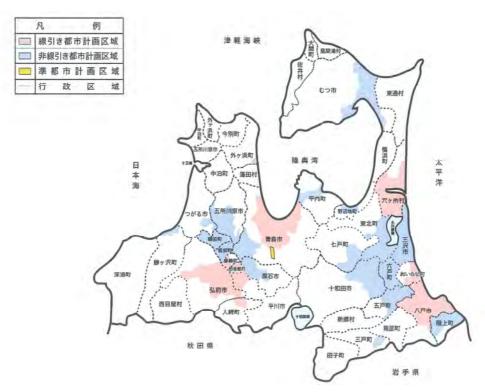
市街地開発事業に関する計画

土地区画整理事業、市街地再開発事業などの事業 について定める計画です。

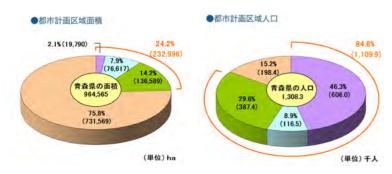
地区計画等

地域ごとの特性に応じて 定める詳細計画です。

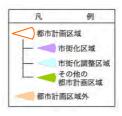
◆都市計画区域図



◆都市計画区域の面積と人口



都市計画区域について、都市計画区域面積は、令和 2 年3月末現在。人口は、平成27年国勢調査による。



2. 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分

一般に「線引き」と呼ばれている制度で、都市計画区域を、既成市街地の区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化すべき区域である「市街化区域」と、当面市街化を抑制すべき「市街化調整区域」とに区分するものです。これは、無秩序な市街地の拡大を防止して計画的な市街地の形成を図るもので、市街化調整区域では例外的なものを除いて宅地開発や建築が厳しく制限され、この区域区分を定めた都市計画区域を「線引き都市計画区域」といいます。

この線引きは、都市計画区域マスタープランにおいて、その都市計画区域に線引きが必要かどうかを判断することとなります。

◆線引き都市計画区域・非線引き都市計画区域の決定状況

3. 地域地区

市街地及び市街地が見込まれる区域において、活発な都市活動や良好な都市環境を維持するため、建築物の用途や構造の制限、あるいは開発行為の制限などを行う地域や地区を定めるものです。

最もよく知られているのが用途地域で13種類ありますが、このほかにも風致地区、防火・準防火地域、

臨港地区など多くの種類があります。

これらを決定した後は、建築確認などの手続をとおして規制・誘導を行い、計画の実現を図ります。

◆主な用途地域(13種類から抜粋)

第一種低層住居専用地域



高さの低い住宅の良好な 環境を守るための地域で す。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。

第一種住居地域



住宅の環境を守るための 地域です。

5 業<u>地域</u>



銀行、映画館、飲食店、 百貨店、事務所など商業 等の利便の増進を図る地 域です。

準工業地域



主に軽工業等の環境悪化 の恐れのない工業の業務 の利便を図る地域です。

工業専用地域



専ら工業の業務の利便の 増進を図る地域です。住 居、店舗等は建てられま せん。

4. 都市施設

都市施設とは、交通施設(道路、都市高速鉄道、 駐車場等)や公共空地(公園、緑地等)、供給処 理施設(水道、下水道等)などの都市における生 活や都市機能を維持していくために必要な施設で す。このような施設のうち必要なものを都市計画 で定めています。

5. 都市計画事業

■街路事業

都市生活の骨格となる街路の整備を行います。

街路…都市計画法に基づいて都市施設として決 定された道路(都市計画道路)のうち、 都市計画事業として整備される道路

◆整備状況

(km)

全国	計画	71,998	
(H29.3)	改良済	46,486	(改良率 64.6%)
青森県	計画	1,184	
(H29.3)	改良済	663	(改良率 56.0%)

資料:都市計画年報

【整備後】都市計画道路 3·4·3 号 蜆貝八重田線(青森市)



【整備前】



■土地区画整理事業

計画的に住みやすい街をつくるために、建物が 建つ敷地とこれを支える道路や公園などの公共施 設を一体的に整備します。

本県では現在地方公共団体施行により1地区で 事業が進められています。

◆土地区画整理事業実績

(ha)

	区画整理着工市街地	その他市街地
全 国 (H29.3)	395,303.7 (21.2%)	1,468,788.4 (78.8%)
青森県 (H29.3)	4,249.1 (14.7%)	24,609.2 (85.3%)

※市街地は、都市計画法上の市街化区域及び用途地域 資料:都市計画年報

◆青森県着工実績

		(IIa)
H28	3,977.5(73地区) 271.6	(5地区)
H29	4,095.0(75地区) 154.1	(3地区)
H30	4152.4(77地区) 96.7	(1地区)
R1	4152.4(77地区) 96.7	(1地区)

●弘前駅前北地区土地区画整理事業(弘前市)



■都市再生整備計画事業

市町村が、その自主性・裁量を十分に発揮し、 地域の状況に応じたまちづくりを実施することが できる市町村主体の事業です。本県では現在、6 市町村8地区において、事業が進められています。

●地域生活基盤施設【広場】(八戸市)



7. 都市公園

【 豊かなみどりでつづる青い森計画 】

担当:都市計画課

1. 都市公園の役割

都市公園は、健康で文化的な都市環境を形成するうえで不可欠、かつ重要な都市内の空間であり、都市での生活に対して潤いや憩いを提供するほか、周辺環境への負荷の軽減や、暮らしの中における安全・安心の確保、少子・高齢化への対応など、多様かつ総合的な調整機能を担っています。

また、災害時には、避難地や避難路及び火災の 延焼を遮断する空間としての機能を発揮するほか、 被災者の救援活動の拠点となるなど、重要な施設 として活用されます。

3. 整備方針

都市部における快適な緑環境を確保するとともに、子どもや高齢者、障害者など、公園を利用する全ての人々が共に楽しみ、憩い、安らぐ空間を提供するため、日常生活に密着した比較的小規模な公園や、レクリエーション活動、自然散策、運動などを行う中規模な公園、及び、歴史や文化の情報発信、全国レベルや国際規模の競技大会に必要不可欠な、地域の特色を活かした大規模な公園等の整備を行います。

2. 都市公園の種類

都市公園にはいろいろな種類がありますが、概ね 以下のように分類されます。

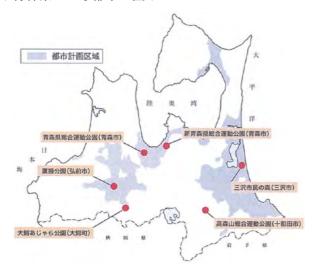
住区基幹公 園	半径 1km 程度の徒歩圏内に住む人々が利用する 概ね 10ha 未満の比較的小規模で身近な公園で す。 ・青い森公園、館鼻公園、水源地公園など
都市基幹公園	市町村全域の住民が、休養、鑑賞、散歩、遊戲、 運動などに利用する概ね 10ha~75ha の中規模 な公園です。 ・鷹揚公園、こどもの国、いちょう公園など
大規模公 園	複数の市町村に住む広範囲の住民が利用する概 ね50ha以上の大規模な公園です。 ・青森県総合運動公園 ・新青森県総合運動公園 ・大鰐あじゃら公園
その他	緩衝緑地、緑道、広場、動植物園、風致公園等 それぞれの目的に応じて設置される公園です。 ・猿賀公園、中央アップルモール、駅前公園、 三本木霊園など

大規模公園【県営】



●青森県総合運動公園(全景:青森市)

◆青森県の主な都市公園◆





●青森県総合運動公園(遺跡区域:青森市)

4. 県営都市公園の概要

•	公 園 名	公園種別	都市計画 決定面積	開園 面積	備	考	
青い森公園		近隣	1. 8ha	1.8ha	S60年6月一部 H6年12月開		
青森県 総合運動公園		広域	74. 8ha	66. 0ha	未供用区域 (8.8 ha)	遺跡区域	
	遺跡区域 (三内まほろば パーク)			(33. 3ha)	H7年10月 開園、H14年 11月縄文時遊 館開館	計画面積 42.1ha	
	芸術区域			(12.6ha)	H18年7月開園、青森県立 美術館開館	総合芸術パーク	
	運動施設区域			(20. 1ha)	S53年2月 開園	計画面積 32.7ha	
	新青森県総合運動公園		86. 0ha	81. 2ha	H15年1月 2 (青い森アリー H21年4月 3 開園(多目的広: H24年4月 3 開園(球技場) R元年9月 18. 園(陸上競技場	ナ等) 1. 5ha 追加 場等) . 2ha 追加 4ha 追加開	
	計3箇所		162. 6ha	149. 0ha			

都市基幹公園



●鷹揚公園(弘前市)

その他(緑道)



●中央アップルモール(板柳町)

大規模公園【県営】



●新青森県総合運動公園 整備中(青森市)

住区基幹公園【県営】



●青い森公園(青森市)

住区基幹公園



●館鼻公園(八戸市)

その他(広場)



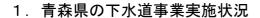
●新青森駅前公園(青森市)

担当:都市計画課

下水道は、家庭や工場から排出される汚水を処理場で浄化して川や海に放流することにより、公共用水域の水質保全を図ります。

また、トイレの水洗化により、清潔で快適な生活 環境を確保します。

さらに、雨水を速やかに川に排除することにより、街を浸水の被害から守る役割も担っています。 このように、下水道は、私たちの日常生活に不可 欠な都市基盤施設です。



青森県の下水道は、昭和27年に青森市が事業に 着手して以来、令和元年度までに県内40市町村の うち32市町村が事業を実施しています。

県事業としては、広域的かつ効率的に整備を進めるため、昭和54年度に岩木川流域下水道事業、昭和56年度に馬淵川流域下水道事業に着手し、それぞれ昭和62年度及び平成3年度に供用を開始しています

また、日本の代表的な景勝地である十和田湖の水質を保全するため、昭和55年度に秋田県と共同で十和田湖特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成3年度に供用開始しています。



●蟹田浄化センター(外ヶ浜町:平成24年度供用開始)

■青森県の下水道普及率

事業を実施した32市町村全てが供用開始しており、本県の下水道普及率は60.5%となっています。

しかし、市部の普及率67.7%に対して、町村部は36.0%と低いため、町村部での普及促進をめざしています。

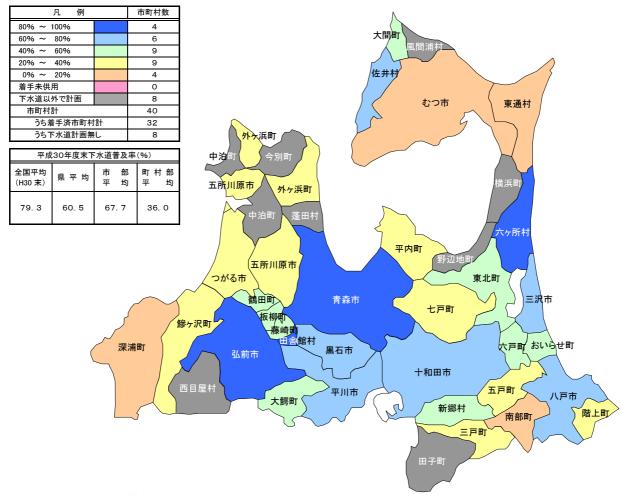
◆青森県と全国の下水道普及率の推移

年	度	S 55	H元	Н5	H10	H15	H20	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全	国 (%)	30. 0	42. 0	49. 0	58. 0	66. 7	72. 7	77. 0	77. 6	77. 8	78. 3	78. 8	79. 3
青 森	県(%)	9. 6	20. 5	27. 4	36. 2	45. 7	52. 2	57. 0	57. 8	58. 5	59. 2	59. 8	60. 5
うち市	部 (%)	-	32. 6	40. 3	49. 9	57. 5	60. 3	64. 4	65. 3	66. 0	66. 7	67. 2	67. 7
うち町ね	村部 (%)	1	0. 7	5. 0	11.5	23. 7	26. 4	32. 2	32. 8	33. 4	33. 9	34. 7	36. 0

■整備方針

- ・快適で質の高い生活環境の確保と公共用水域の水 質保全を図るため整備を促進します。
- ・普及率の低い町村部における事業を重点的に推進 し、県内における地域格差の解消に努めます。
- ・下水道施設の改築・更新にあたり、ストックマネジメント計画を策定し、ライフサイクルコストの 最小化に努めます。
- ・増加する下水汚泥の減量化・資源化を促進します。

◆青森県の下水道普及率 (平成30年度末)



2. 令和2年度主要事業

■岩木川流域下水道事業

岩木川流域下水道では、関連する全8市町村で 供用を開始しており、耐用年数を経過し老朽化し た設備の更新工事等を行います。

■馬淵川流域下水道事業

馬淵川流域下水道では、関連する全4市町で供用を開始しており、耐用年数を経過し老朽化した設備の更新工事等を行います。

■十和田湖特定環境保全公共下水道事業

十和田湖特定環境保全公共下水道では、耐用年 数を経過し、老朽化した設備の更新工事等を行い ます。

■都道府県代行制度

これまでに9市町村(11処理区)が都道府県代行制度を活用しており、平成19年度で全市町村≪9市町村11処理区:五所川原市(旧市浦村)、十和田市(旧十和田湖町)、むつ市(旧川内町、旧脇野沢村)、つがる市(旧車力村)、平川市(旧碇ヶ関村)、外ヶ浜町(旧平舘村、旧三厩村)、佐井村、深浦町(旧岩崎村)、新郷村≫において供用開始し、代行事業を完了しております。

■町村下水道事業緊急対策費補助

下水道普及率の低い町村部の整備促進を図る必要があることから、単独で下水道を整備している 財政力の脆弱な町村に対して県が補助金を交付するものです。

令和2年度補助予定箇所:9町村

景観行政

1. 良好な景観の形成のための仕組み

青森県では、平成8年4月1日に景観条例を施行し、この条例に基づき各種景観施策を推進してきました。

この条例は、県民にゆとりと潤いをもたらす県土の実現を図ることを目的とし、届出制度による緩やかな規制誘導や景観の日、援助啓発等ソフト事業についても規定しています。

県では、平成17年6月の景観法の全面施行を受けて「青森県景観計画」を策定するとともに、条例を一部改正し、 平成18年4月1日から施行しました。

これにより、青森県では、景観法と景観条例の一体的な運用により景観施策を進めています。

「青森県景観条例」・・・・・H8.4 月施行

届出制度 景観の日 援助・啓発など



- ○景観法施行
- ○景観計画策定
- ○景観条例一部改正

「景観法+青森県景観条例」・・H18.4 月施行

届出制度、変更命令、景観整備機構、景観協議会、 罰則、景観の日、援助・啓発など

2. 良好な景観の形成のための施策

(1) 行為の制限

◇大規模行為届出制度

一定規模を超える行為について、事前の届出を義務付け、基準との適合について審査を行っています。基準に適合しない行為には、「勧告」、「告知」、「公表」又は 景観法の変更命令を行うことができます。

◇各種ガイドプラン

良好な景観の形成のための各種基準やその解説を冊子 にとりまとめ、ガイドプランとして活用しています。

- ①大規模行為景観形成基準ガイドプラン 大規模行為に係る景観形成の基準及びそれを具体 的に解説した冊子です。
- ②公共事業景観形成基準ガイドプラン 公共事業に係る景観形成基準及びその解説です。
- ③景観色彩ガイドプラン 大規模行為や公共事業等における、望ましい色彩 の考え方や用い方をまとめた冊子です。

担当:都市計画課







景観の日

(2) 普及啓発事業

①「景観の日(6月1日)」を始めとする普及啓発

一般県民、事業者、市町村等への重点的な普及啓発を図るため、「景観フォーラム」を開催し、ふるさとあおもり景観賞の表彰や景観学習ゼミでの成果を展示しています。



県内の良好な景観づくりに貢献している、まちなみ景観や屋 外広告物、まちづくり活動等を 表彰しています。



(3)景観学習ゼミ

景観の専門家を講師として 小学校へ派遣する「景観 学習教室」を開催していま す。

④環境色彩セミナー

県・市町村職員、建築士、 屋外広告物業者等を対象と して、景観の重要な要素で ある色彩に関する研修会を 開催しています。



(3) 援助その他の施策

①景観アドバイザーの派遣(技術的支援)

県民、市町村、事業者等の景観づくりを支援するため、 景観の専門家を助言者として派遣しています。

②公共事業景観研究会の開催(公共事業の景観形成)

公共事業における良好な景観の形成を目指し、担当者の景観形成に関する知識やノウハウのスキルアップ を図るための研修会を開催しています。

③青森県景観計画策定ガイドラインの策定(市町村支援)

県内の市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定する際に参考となる手引き書を作成しています。



屋外広告物行政

1. 屋外広告物規制の意義

屋外広告物は、街のにぎわいを演出したり、社会生活に 必要な情報を提供してくれますが、無制限に表示されると 自然や街のもつ美しさを損なうことになります。また、適 正な管理が行われないと倒壊や落下などによる思わぬ事 故が発生することもあります。

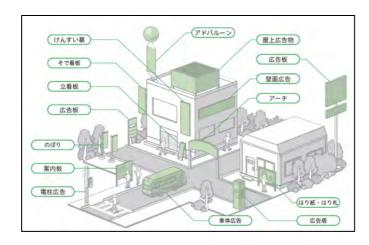
そこで、県では、「屋外広告物法」に基づく「青森県屋 外広告物条例」により、良好な景観の形成や公衆に対する 危害の防止などのため必要な規制を行っています。

なお、青森市、弘前市及び八戸市については、景観行政 団体として独自の条例を制定し、地域の実情に即した規制 を行っています。

2. 屋外広告物の定義

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外 で公衆に表示される広告物」をいいます。

【街中の屋外広告物の一例】



3. 屋外広告物規制の概要

(1)屋外広告物規制の4本柱

屋外広告物の規制は、大きく分けて次のような4つの柱 に基づいて行っています。

① 禁止広告物

県内全域どのような場合で も表示できない広告物です。

③ 禁止地域

広告物の表示が禁止さ れる地域です。

② 禁止物件

地域に関係なく表示する ことができない 物件です。

④ 許可地域

広告物の表示をするため 許可が必要な地域です。

良好な景観の形成・風致の維持公衆に対する危害の防止

(2)屋外広告物規制の内容

① 禁止広告物

安全確保の観点から、著しく破損し老朽化したものや倒壊又は落下のおそれがある広告物については 県内全域で表示等が禁止されています。

② 禁止物件

良好な景観の形成や安全上の問題から、次のような広告物については、表示等を禁止しています。 (主な例:橋りょう、トンネル、分離帯、街路樹、信号機、道路標識、送電搭、ガスタンク等)

③ 禁止地域

自然公園や住宅地、指定された路線の区間やそこから展望できる地域等については、広告物の表示等を原則として禁止しています。

④ 許可地域

都市計画区域、指定された路線の区間やそこから 展望できる地域等については、許可を受けなければ 広告物を表示できません。

4. 適用除外の屋外広告物

公共目的のものや社会生活を営む上で最小限必要な一定の広告物等については、屋外広告物に関する規制 のうち一定の事項の適用を除外しています。

【適用除外の例】

- (1) 法令の規定により設置する広告物
- (2) 公職選挙法の選挙運動のための広告物
- (3) 管理用広告物(管理上必要な一定のもの)
- (4) 一時的な広告物 (冠婚葬祭、集会等に一時的 に表示するもの)
- (5) 移動する広告物 (車両、船舶、航空機等に表示するもの)

5. 屋外広告物行政の執行体制

(1) 市町村の事務

県では、屋外広告物規制に関する事務権限を市町 村に移譲しており、屋外広告物の表示等の許可を始 めとした屋外広告物規制の実務は、各市町村が行っ ています。

(2)県の事務

県は、屋外広告業の登録等屋外広告業に関する 事務を行っています。

また、研修会の開催等 を通じて実務を行ってい る市町村を支援していま す。



【市町村担当者研修会】

10. 市街地の整備と建築物に関する施策

担当:建築住宅課

1. 市街地の整備

■市街地再開発事業等

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の 更新を進めるとともに、市街地における高齢者、 障害者等の利用に配慮した建築物の整備に努めて います。



●中新町ウェスト地区(青森市)



●中新町センター地区(青森市)

■宅地建物取引業法

宅地建物取引業を営む者について免許制度を実 施することにより、業務の適正な運営と取引の公 正を確保し、消費者の利益の保護と宅地及び建物 の流通の円滑化を図っています。

◆宅地建物取引業の免許件数 (令和元年度実績)

新 規	21
更 新	91
計	112

◆宅地建物取引業者地区別免許業者数

(令和2年3月31日現在)

	(1) 11 = 1 0 / 1 0 1 50 12 /						
地区別	青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原	十和田市	
					つがる市	三沢市	
				平川市	西津軽郡	むつ市	計
						上北郡	
業者別	東津軽郡	中津軽郡	三戸郡	南津軽郡	北津軽郡	下北郡	
知事免許	217	105	163	25	44	134	688
大臣免許	3	2	5			1	11

◆宅地建物取引士登録者数

(令和2年3月31日現在)

登録者数	4, 329 (98)

※()内は令和元年度新規登録者数

■宅地開発の指導

都市計画法に定める一定の要件を備えた宅地開 発が行われるよう、開発許可等を行っています。

(令和元年度実績)

開発許可 1件

2. 建築物に関する施策

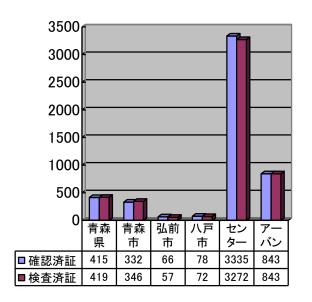
■建築確認及び検査の実施

建築物が建築基準法等に定める基準に適合するよう、 建築確認、中間検査及び完了検査をしています。

実施機関は、青森県、青森市、弘前市、八戸市及び指 定確認検査機関(知事指定(㈱建築住宅センター、何ア ーバン建築確認検査機関)及び国土交通大臣指定)です。

◆確認済証及び検査済証交付数

令和元(平成31)年度実績



※建築物・工作物・昇降機の合計値 (計画変更は含まない)

■特殊建築物に対する施策

不特定多数の人が利用する建築物及び工作物に おける事故及び災害を防止するため、建築所有者 等に対して適正な維持管理が行われているかにつ いて専門の技術者による調査、点検を定期的に受 け、報告書を提出するよう義務付けています。

(平成30年度実績)

青	森	県	1,112件	青	森	市	171 件
弘	前	市	292 件	八	戸	市	217 件

■建築物、宅地に関する応急危険度判定

大地震直後の建築物及び宅地に関し、余震等に対して安全かどうかを判定する震災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の準備を行っています。

■住宅・建築物の耐震性向上に関する施策

昭和56年以前に建築された、住宅及び大規模建築物に対する耐震改修事業等(耐震診断事業は住宅に限る)を実施する市町村に対し、補助を実施しています。 県内の木造住宅の耐震改修を促進するため、改修事例等を掲載した「青森県木造住宅耐震化マニュアル」等を作成し、耐震改修が必要な木造住宅や、改修の進め方、内容等について普及・啓発を行っております。

■ブロック塀の安全確保に関する施策

平成30年6月に起こった大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。大地震により倒壊したブロック塀は、人命を脅かすばかりか、道路をふさぎ、被災者の避難や救助活動を妨げる障害物となる可能性もあります。通学路や避難路等に面する危険なブロック塀等の所有者に、速やかな改善を促し安全対策を行ってもらえるよう、ブロック塀等の耐震改修(除却を含む)を行う市町村に対し、補助を実施しています。

■がけ地近接等危険住宅移転事業

危険ながけ(崩壊、地すべり等)に近接する旧来の 住宅に関し、その建物の除却費及び移転建物建設費等 の借入金に対し、助成を行っています。

■高齢者・障害者に配慮したまちづくり

「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する 法律」に基づく特定建築物の建築主等に対し、指導助 言を行うほか、支援措置の前提となる計画認定の事務 を実施しています。

■建築士に関する事務

建築士事務所及び建築士に対する講習会や立入 検査を行い、業務の適正と建築物の質の向上を図っ ています。

11. 住 宅

担当:建築住宅課

1. 県営住宅の管理と整備

住宅に困窮する低額所得者が低廉な家賃で入居できる県営住宅について、入退去事務等の管理を行っています。(平成18年度からは一部を除き指定管理者制度を導入)

また、県営住宅の居住性向上・福祉対応・安全性確保や長寿命化を図るために「青森県県営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に建て替えや改善、維持修繕工事を行っています。

●小柳団地 建替事業(青森市)





●戸山団地 外壁等改修工事(青森市)



改修前



改修後

●河原木団地 屋内設備改修工事 (八戸市)



改修前



改修後

2. 住宅リフォーム対策の推進

■相談体制の整備等

既存住宅ストックの良質化、中古住宅に関する 情報提供の充実など流通市場の環境整備及び売 買やリフォーム工事におけるトラブル防止等の 必要性が求められています。

県内の相談体制の整備として、県機関及び市町村において相談窓口を設置しており、住宅リフォームに関する情報提供やトラブル件数の減少や 悪徳業者対策等について取り組んでいます。

また、青森県住宅リフォーム推進協議会と連携 して制度化した、「青森県すまいアップアドバイ ザー派遣制度」により、住宅リフォームに悩みや 不安をもつ一般相談者の求めに応じ、リフォーム 前などに専門家(建築士・増改築相談員)による 現地調査・アドバイス・情報提供等を受けること ができることとなっています。

(同派遣制度は、青森県居住支援協議会の実施 する相談においても活用されています。)

■住宅リフォーム支援制度

住宅リフォームの増加による住宅産業の振興を 図りつつ、既存住宅ストックの性能向上を進めるた め、平成23年度からの3か年において「安全安心 住宅リフォーム促進支援事業」として、耐震、省エ ネ、バリアフリー、克雪、防災の5分野の性能向上 を行う持ち家のリフォーム工事費用の一部の補助 を実施しました。

平成24年度からは市町村が交付窓口となり、住 民及び住宅事業者への補助事業の周知が地域で身 近に行われるよう制度化し、市町村独自の事業展開 への移行につながっています。

また、平成26年度から2か年において、耐震改 修に補助を行う市町村に対し、補助額を増額できる 制度として「青森県耐震リフォーム促進支援事業」 を実施しました。

3. 高齢者向け住宅に関する施策

高齢者向けの良質な住宅を供給し、高齢者が安心して生活できる環境を実現するためのさまざまな制度を含んだ「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」が平成13年10月に施行されました。

■サービス付き高齢者向け住宅の登録

サービス付き高齢者向け住宅とは、「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

この制度は、高齢者が安心して生活できる住まいづくりを推進するために制定されました。

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えます。

サービス付き高齢者向け住宅 って何ですか? 「サービス付き高齢者向け住宅」とは、 高齢者単身・夫婦世帯が 安心して居住できる賃貸等の住ましてす。 平成23年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」の 改正により創設された登録制度です。 高齢者にふさわしいハード 安心できる見守りサービス ケアの専門家による ・バリアフリー構造 ●安丕確認サービス 一定の面積、設備 ●生活相談サービス 1 登録は、都道府県・政令市・中核市が行い、事業者へ指導・監督を行います。 2 家賃やサービスなど住宅に関する情報が開示されることにより、自らの ニーズにあった住まいの選択が可能となります。 (サービス付き高齢者向け住宅では、安否確認・生活相談サービス以外の介護・医療・生活支援 サービスの提供・連携方法について様々なタイプがあります。) 国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者住まい法」の改正により、 平成23年10月から登録がスタートしました。 危険や不便が少ないハード面の安心、高齢者だからこそ必要なサービスを充実させたソフト面の安心、さら に地方公共団体が登録、指導・監督を行うという安心、このように多くの「安心」を備えていることが「サービ ス付き高齢者向け住宅」の特長です。 ● 詳細はこちら

12. 県有施設の整備

担当:建築住宅課

1. 県有施設の整備について

県有施設には単に行政サービスの場としてだけでなく、県民共有の資産であることから、防災拠点としての役割や、親しみのもてる潤いのある街づくりに寄与することなども求められており、このような社会的ニーズに対応するため、防災・環境・福祉・情報化など、各種施策に沿った施設整備を実施しています。

また、良好な品質確保のため、設計者選定にあたってはプロポーザル方式の採用を推進すると共に、 五千万円以上の工事及び一千万円以上の設計業務発注については、価格と企業の技術力等を総合的に評価する総合評価落札方式を導入しています。

2. 営繕関連事業について

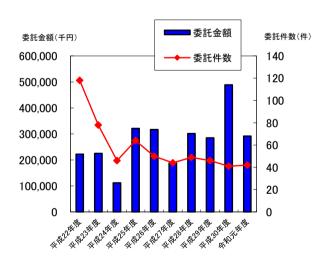
営繕関連事業は、知事部局、教育庁及び警察本部からの依頼により行っており、その業務内容は、県 有施設の新増改築及び改修等の設計、工事監理等の委託業務並びに工事の執行となっています。

また、事業課が直接行う営繕関連業務において、要請があれば技術的な指導及び支援を行っています。 そのほか、築後30年を経過している建物が全体の半数を超え、施設の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、県有施設を常に適正に維持・保全ができるよう施設管理者への支援業務として「青森県県有施設保全マニュアル」及び「青森県建築物定期点検要領」の作成並びに県有施設の長寿命化を図るため「青森県公共建築物長寿命化指針」等を作成しています。

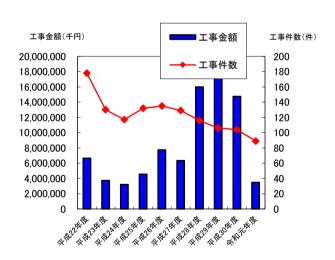
3. 営繕関連事業の推移

委託業務並びに工事の契約金額及び件数の年度別推移は下表のとおりです。

◆委託契約額・件数の年度別推移



◆工事契約額・件数の年度別推移



4. 令和2年度の営繕関連事業

令和2年度に建築住宅課が依頼を受けた工事及び設計業務等の営繕関連予算は、約118億1千百万円となっており、主な業務は次のとおりです。

令和2年度

主な営繕工事

トトフ・ 休憩所

新規工事

※R1~2年度: 防災除雪ステーション新築工事

※R2 年度:トイレ及び休憩所新築工事 ※R1~2 年度:防災備蓄倉庫新築工事

工事場所 上北郡横浜町字林ノ後 地内

道の駅よこはまエリア地方創生拠点事業

期 R1~R2

警察本部庁舎耐震・長寿命化改修工事

期 R2~R6

出口 青森市新町2丁目 工事場所

三沢高等学校校舎改築工事

超力 三沢市松園町 1 丁目 期 R2~R5 工事場所



継続工事

八戸工業高等学校校舎改築事業

題 R1~R7

※R1 年度: 切回し・仮設渡り廊下新築工事 工事場所 八戸市江陽1丁目 地内

※R1~2 年度:渡り廊下解体工事

※R2~3 年度:渡り廊下等改築工事 ※R3~5 年度:管理棟改築工事

※R5~7 年度: 数室棟改築工事

新規工事

胡

十和田市大字相坂字高清水

工事場所 雷

三本木農業高等学校食品製造実習棟新築工事

新規工事

三戸警察署新築工事

R2~R3 錮 Н

故内 三戸郡三戸町大字川守田字関根 工事場所



小柳团地 4 号棟建設工事

R1~R3 钼

拓內 青森市小柳 4 丁目 工事場所



新規工事

五所川原農林高等学校食品製造実習棟改築工事



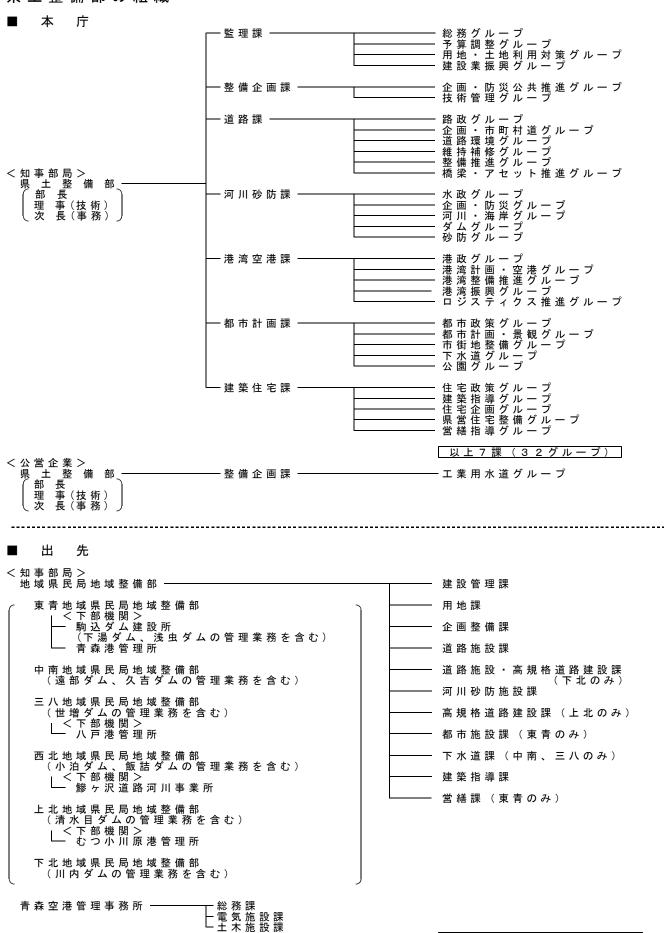
五所川原市大字一野坪字朝日田 地内



工 期 工事場所

県土整備部の組織と予算

県土整備部の組織



<公営企業> ハ戸工業用水道管理事務所 ──── 総務課 以上7出先機関、5下部機関

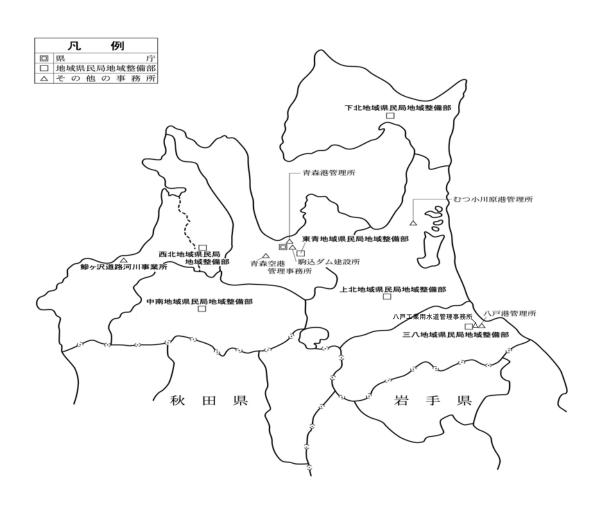
■本庁各課

監理課	TEL017-734-9635
整備企画課	TEL017-734-9643
道路課	TEL017-734-9648
河川砂防課	TEL017-734-9661
港湾空港課	TEL017-734-9673
都市計画課	TEL017-734-9679
建築住宅課	TEL017-734-9692

■出先機関

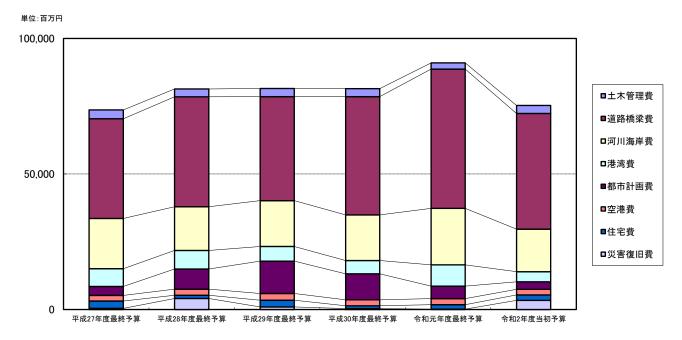
東青地域県民局地域整備部	TEL017-728-0200
- 駒込ダム建設所	TEL017-777-3812
青森港管理所	TEL017-734-4101
中南地域県民局地域整備部	TEL0172-32-0282
三八地域県民局地域整備部	TEL0178-27-5151
八戸港管理所	TEL0178-21-2280
西北地域県民局地域整備部	TEL0173-35-2105
鰺ヶ沢道路河川事業所	TEL0173-72-3135
上北地域県民局地域整備部	TEL0176-23-4311
むつ小川原港管理所	TEL0175-74-2344
下北地域県民局地域整備部	TEL0175-22-1231
青森空港管理事務所	TEL017-739-2121
八戸工業用水道管理事務所	TEL0178-28-1436

■出先機関管内図(知事部局)

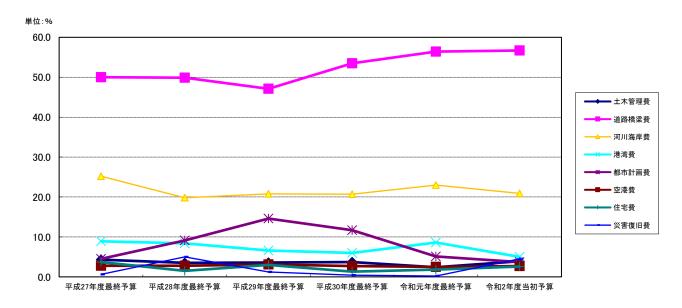


県土整備部一般会計予算の推移

■一般会計予算の経費(項)別による予算の推移



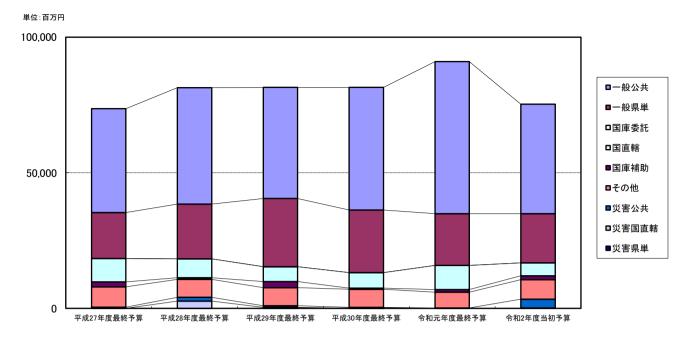
■一般会計予算の経費(項)別の構成比



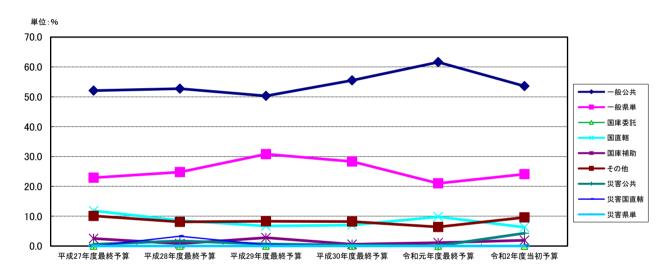
上段(単位:百万円) 下段(予算の構成比:%)

		平成27年度最終予算	平成28年度最終予算	平成29年度最終予算	平成30年度最終予算	令和元年度最終予算	令和2年度当初予算
一般会計		73, 632	81, 343	81, 517	81, 496	90, 987	75, 276
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木費		73, 215	77, 281	80, 545	81, 152	90, 843	71, 876
		99. 4	95. 0	98. 8	99. 6	99. 8	95. 5
土木管	管理費	3, 268	2, 849	2, 980	2, 985	2, 280	2, 951
		4. 3	3. 5	3. 6	3. 7	2.4	3. 9
道路村	喬梁費	36, 781	40, 591	38, 357	43, 587	51, 357	42, 662
		50.0	49. 9	47. 1	53. 5	56. 4	56. 7
河川海	毎岸費	18, 520	16, 129	16, 928	16, 861	20, 893	15, 696
		25. 2	19.8	20.8	20. 7	23.0	20. 9
港湾	費	6, 544	6, 831	5, 399	4, 913	7,813	3, 730
		8. 9	8. 4	6. 6	6.0	8.6	5. 0
都市部	計画費	3, 334	7, 419	11, 917	9, 566	4, 607	2,801
		4. 5	9. 1	14. 6	11. 7	5. 1	3. 7
空港	費	2, 039	2, 252	2, 504	2, 195	2, 253	2,042
		2.8	2.8	3. 1	2. 7	2.5	2. 7
住宅	費	2, 729	1, 210	2, 460	1, 045	1, 640	1, 994
		3. 7	1.5	3. 0	1. 3	1.8	2.6
災害復旧	∃費	417	4, 062	972	344	144	3, 400
		0. 6	5. 0	1. 2	0. 4	0.2	4. 5

■一般会計予算の経費区分による予算の推移



■一般会計予算の経費区分の構成比



上段(単位:百万円) 下段(予算の構成比:%)

	平成27年度最終予算	平成28年度最終予算	平成29年度最終予算	平成30年度最終予算	令和元年度最終予算	令和2年度当初予算
一般会計	73, 632	81, 343	81, 517	81, 496	90, 987	75, 276
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一般公共	38, 339	42, 903	41,018	45, 253	56, 065	40, 348
	52. 1	52. 7	50.3	55. 5	61.6	53. 6
一般県単	16, 897	20, 169	25, 138	23, 059	19, 065	18, 165
	22. 9	24. 8	30.8	28. 3	21.0	24. 1
国庫委託	4	4	4	6	4	4
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国直轄	8,655	6, 958	5, 488	5, 700	8, 925	4, 749
	11.8	8. 6	6. 7	7.0	9.8	6.3
国庫補助	1,841	636	2, 263	450	977	1, 431
	2. 5	0.8	2.8	0.6	1. 1	1.9
その他	7, 480	6, 611	6, 634	6, 684	5, 807	7, 180
	10. 1	8. 1	8.3	8. 2	6. 4	9.6
災害公共	416	1, 387	606	281	112	3, 266
	0.6	1. 7	0. 7	0.3	0. 1	4.3
災害国直轄	0	2, 658	366	63	32	133
	0.0	3. 3	0.4	0.1	0.0	0.2
災害県単	0	17	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
参考:県(一般会計)	699, 366	702, 898	727, 179	664, 090	685, 427	681,600
一般会計県予算総 額に占める県土整 備部予算	10. 5%	11. 6%	11. 2%	12. 3%	13. 3%	11.0%